

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定しました

川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民が他区と比較して多く、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があることや、3つの管区ごとに業務を取り扱う体制による非効率性や窓口体制のわかりにくさなどから、区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの機能や体制等の見直しについて検討してきました。

令和元年11月には、検討の結果を「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）」として取りまとめ、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化（機能再編）や支所における地域に密着した取組の推進、支所庁舎の建替えに向けた取組の推進といった基本的な考え方を示し、パブリックコメント手続等により、市民の皆様から御意見を募集しました。

この度、いただいた御意見を踏まえ、機能再編に伴い、手続等のため区役所へ出向くことが御負担となる方がいることを踏まえた取組の検討について追記するなど、当初案に修正を加え、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、引き続き市民の皆様御意見を伺いながら、取組を推進していきます。

1 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」の概要

資料2 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針の概要」のとおり

2 パブリックコメント手続の結果

(1) 募集期間

令和元年11月22日（金）～令和2年1月7日（火）

(2) 結果の概要

資料1 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）に対する意見募集の結果について」のとおり

3 添付資料

資料1 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）に対する意見募集の結果について

資料2 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針の概要

資料3 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針

【問合せ先】

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課	担当 岸	電話 044-200-2258
川崎市川崎区役所まちづくり推進部企画課	担当 石川	電話 044-201-3131